

2021年 3月

お客さま各位

玉島信用金庫

残高1万円未満の普通預金口座の解約手続きにおける「印鑑不要化」について

平素より玉島信用金庫をご利用いただきまして、誠にありがとうございます。

当金庫では2021年5月6日より、個人および個人事業主のお客さまを対象に、預金残高1万円未満の普通預金口座の解約手続きを、ご通帳および顔写真付本人確認書類のご提示により、届出印の押印を不要とし、ご本人さまの署名のみで解約できるよう手続きを簡素化いたします。また、これに伴い、普通預金規定の改正を行いますので、併せてお知らせいたします。

なお、改正後の規定は改正前よりお取引いただいているお客さまにも適用させていただきます。

記

1. 残高1万円未満の普通預金口座の解約手続きにおける「印鑑不要化」について

取扱開始日	・2021年5月6日（木）
対象となるお客さま	・個人のお客さま、個人事業主のお客さま
対象となる預金種類	・普通預金（決済用普通預金、総合口座、通帳レス口座を含む。） 貯蓄預金、納税準備預金 ・総合口座の場合は定期預金の組入れがないこと
対象となる要件	・当該口座残高が、1万円未満の場合
ご持参・ご提示いただくもの	・ご通帳 ※キャッシュカードを発行されている場合は、キャッシュカードも併せてご提示ください。 ・顔写真付本人確認書類（運転免許証、マイナンバーカード等）
取扱店舗	・全営業店窓口
注意事項	・下記の場合は、本件「印鑑不要化」の対象外となります。 ※口座残高が1万円以上の場合 ※通帳を紛失されている場合（通帳レス口座を除く）

2. 改定する預金規定

下記のとおり普通預金規定を改正します。また、貯蓄預金規定、納税準備預金規定についても同様に改正いたします。

改正後	改正前
<p>12. (反社会的勢力との取引拒絶)</p> <p>この預金口座は、第15条第6項各号のいずれにも該当しない場合に利用することができ、第15条第6項各号の一にでも該当する場合には、当金庫はこの預金口座の開設をお断りするものとします。</p> <p>13. 省略</p> <p>14. 省略</p> <p>15. (解約等)</p> <p>(1) この預金口座を解約する場合には、<u>当金庫所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して通帳とともに当店に提出してください。</u></p> <p>(2) <u>前項の解約の手続きに加え、当該預金の解約を受けることについて正当な権限を有することを確認するための本人確認書類の提示等の手続きを求めることがあります。この場合、当金庫が必要と認めるときは、この確認ができるまでは解約を行いません。</u></p> <p>(3) <u>第1項における記名押印は、個人である預金者本人による手続きの場合に限り、当金庫が認めたときは、届出の印章の押印を受けず本人の署名をもってこれに替えることができます。</u></p> <p>(4) <u>前項により届出の印章の押印を受けなかった場合においても、払戻請求書が本人によって作成されたことを本人確認書類の提示を受けることにより相当の注意を持って確認し、本人による請求に相違ないものと認めて取扱いましたうえは、これらの書類につき偽造、変造その他の事故があっ</u></p>	<p>12. (反社会的勢力との取引拒絶)</p> <p>この預金口座は、第15条第3項各号のいずれにも該当しない場合に利用することができ、第15条第3項各号の一にでも該当する場合には、当金庫はこの預金口座の開設をお断りするものとします。</p> <p>13. 省略</p> <p>14. 省略</p> <p>15. (解約等)</p> <p>(1) この預金口座を解約する場合には、<u>通帳および届出の印章を持参のうえ、当店に申出てください。</u></p> <p>新設(2)～(4)</p>

<u>てもそのために生じた損害については、当</u> <u>金庫は責任を負いません。</u>	
<u>(5) 省略</u>	<u>(2) 省略</u>
<u>(6) 省略</u>	<u>(3) 省略</u>
<u>(7) 省略</u>	<u>(4) 省略</u>
<u>(8) 省略</u>	<u>(5) 省略</u>
<u>(9) 省略</u>	<u>(6) 省略</u>

(下線部分が改正箇所)

以 上